

平成31年 第3回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成31年 3月28日(水) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 大福 裕子 | 2番 幸妻 正浩 | 3番 森 清一 |
| 5番 宇治橋 俊美 | 6番 二宮 國光 | 7番 松崎 久範 |
- 会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 松井 正一郎 | 2番 永友 祥一 | 3番 山口 裕三 |
| 5番 永友 定己 | 6番 木浦 由子 | 7番 宮越 美秋 |
| 8番 橋口 卓史 | | |

4. 欠席委員
なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第13号 農地移動適正化あっせん基準・要領の承認について
- 第5 議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第17号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

6. 事務局職員 事務局長 横山 英二 局長補佐 三笠 浩三
係長 兵藤 衣重 主査 佐野 由美

(開会14時00分)

[事務局]

みなさんおつかれさまです。ただ今から平成31年第3回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。会の進行を、坂本会長よろしく願いいたします。

[議長]

それでは、総会を始めます。本日は、農業委員7名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員7名全員が出席です。

本日は農業委員会等に関する法律第31条第1項等に該当する案件がございます。議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、5番宇治橋俊美委員、6番二宮國光委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定については別記のとおり、本日3月28日の1日間とします。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局。それでは資料の2ページをお開きください。諸報告を申しあげます。まず、3月の業務報告についてでございます。

5日火曜日、平成31年第1回高鍋町議会定例会が行われております。私と会長が出席しております。

同じく5日、平成30年度宮崎県農業者年金受給者協議会会長・局長合同研修会が宮崎で行われておまして、こちらの方は会長が出席しております。

同じく5日、老瀬地区の人・農地プラン見直しに伴う話し合いが行われております。こちらに幸妻委員と木浦推進委員、あと事務局からは兵藤係長が出席しております。

飛びまして18日月曜日、平成31年第1回高鍋町議会定例会一般質問が行われております。会長と私が出席しております。この中で中村末子議員から本町における非農地判断は進んでいるのかと質問がございました。農業委員会としては、非農地判断の基準を満たす農地については今後2年間をめどに非農地判断を実施していく旨答弁を行いました。

22日でございます。現地調査を行っております。森副会長と二宮委員と私と佐野と三笠が出席しております。

同じく22日、老瀬地区圃場整備勉強会が行われております。こちらに幸妻委員と木浦推進委員、兵藤係長が出席しております。

25日、月曜日になります。新富で西都児湯管内農業委員会会長・農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同会議が行われておりまして、会長と私と三笠が出席しております。

27日、高鍋町農業再生協議会の通常総会が行われておりまして、会長と私と三笠が出席しております。

本日28日が、第3回の農業委員会総会となっております。

4月の業務計画について、説明いたします。

まず1日が辞令交付式となっております。会長と全職員が出席予定となっております。

19日が現地調査でございます。

25日が第4回の総会を予定しております。

以上でございます。

[事務局]

3ページをお開きください。県進達経過報告を申し上げます。

4条1件、5条2件、いずれも問題なく3月13日付けで許可となっております。

[議長]

ただ今の報告並びに2ページから3ページについて、ご質問、ご意見はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

それでは日程第4、議案第13号「農地移動適正化あっせん基準・要領の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。議案の4ページから10ページをご覧ください。高鍋町農地移動適正化あっせん基準の改正について提案をいたします。改正の要旨については、事前にお配りした資料に記載しておりますが、確認のために読み上げます。

見直しの背景としましては、本基準は5年ごとに行う農林業センサスの結果

を反映させるほか、農業農地事情の変動等を勘案し、見直しを行う事とされています。

前回の見直しは、平成25年に行っております。見直しのポイントは2015年農林業センサスの結果を反映させるとともに、平成28年3月に改正された国の農地移動適正化あっせん事業実施要領及び農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用についての内容を反映させております。そのほかといたしまして、平成25年に高鍋町農地移動適正化あっせん事業実施要領を新設しておりますが、高鍋町農地移動適正化あっせん基準と記載が重複する部分が多く、また、町独自の要件等がうたわれているため廃止をし、廃止後は、国の要領を準用するものとします。以上 提案いたします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

[6番]

はい。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。総じて言いますと、極めて粗雑な内容ですね。こういう案を作成するときは、事務局職員全員でよく検討してから出してきてください。多くの目で見れば間違いがあればわかるんですよ。一人で見るとわからないんです。具体的に問題点を指摘します。私の発言をしっかりとメモして、質問項目ごとに答弁をしてください。

まず、順不同になりますけど5ページを見てください。順不同になりますけれども最後の方からいきます。19条の基準の変更というのがあります。ここを見てください。ここに協議会を開いて検討するってことになっているのですが、これはやってないわけですよ。だからここで案めいたものを決めた後にそれをやるということの理解でいいんですかね。それが1点ですね。

それから2点目は、この内容について県と内協議をしているのかしていないのか。いずれ県の承認をとらないといけないわけですよ。認定を。内協議をしているのかしていないのか。これで県がいいと言ったのか言っていないのか、それが2つ目です。

3点目は、県知事の認定はいつ受けることを予定しているのかです。そういう説明がないので、そこは分からないので。いつごろ知事の認定を受ける予定

か。

それから、これまた元に戻りますけど、1ページを見てください。ちょっとゆっくり話した方がいいのかな、メモを取ってもらうためには。1ページを見ると、2条に(1)と(2)というふうに書いてあります。ここはおそらくほかのどこかに書いてある文章を、何も考えずにそこに引用してきたんだというのが見え見えなんです。どうしてそう言えるかという、それは前後の文章、その関係でそう言えるんです。正しい法律名が書いてなくて、いきなり農振法と出てくるんですね。それは1条とか3条あたりの書きっぷりと全然違うんです。それが1つです。

それから5点目は、同じく2条です。2条に(1)と(2)、先ほど言いましたけれども(1)と(2)というのがあります。(2)の文章の中に前号に掲げるといふふうに言っているわけです。ここでは、(1)を1号と言い、(2)を2号と言っているわけです。だから、したがって2号のところの前号というふうに言っているわけですが、ところが、ほかのところではそのような言い方をしないんですね。2ページめくっていただいて、3ページの7条の1行目では、単に(1)から(3)とか書いて平仄が合わないんです。これ。先ほどの言い方が。これは、9条とか15条でもこういうのが出てきます。平仄が合わないということです。これ。

それから6点目は、現在実行していないこととか、さらに今後いつ実行するかも全く分からないようなことが書いてある。この中に。具体的には6条から9条ぐらいまでがそれに該当します。今やっていないことをやりますやりますっていう、やります詐欺なんです、これ。

それから7点目は、17条、4ページの一番下。ここでは「事前届出の勧奨」と書かれているのですが、今後やるのかどうなのか。やると書いてあるんですけれども。これもやるやる詐欺なのか、やらないのか、やるのか。

質問は以上ですが、質問ではなくて1点だけお話ししますと、仕事の進め方に問題があるんですよ。この種の文書を出すときは、2～3日しか時間を与えなくて意見を言えではなくて、一定期間与えて考える時間を十分与えて言わせて、それから案を作ればこういういろんな問題が出てこないんですよ。いきなり配ってやるからいろいろ不都合なことが出てくるんですよ。こういう粗雑な内容なら今日採決しても私は起立しません。以上です。

[議長]

それでは事務局。

[事務局]

では、質問の順番に回答をさせていただきます。

まず1点目の質問。第19条のあっせん基準の変更を行うときに協議会を開くべきとあって、協議会を開いていないのではないかとのご質問ですが、会を開く暇がありませんでしたので会議自体は開いておりませんが、文書による意見聴取を行いまして意見をいただいて、それを反映させております。

次に2点目ですが、県との協議ですけれど、これにつきまして、今日の総会で承認をいただいた後に変更認定について申請をいたします。

3番目のご質問の県知事の認定予定日はとありますが、平成18年の記録によりますと3月2日付で変更認定の申請したところ、3月29日付けで認めますとお返事をいただいて、それを4月2日に受付しております、だいたい1ヶ月足らずのお返事がいただけるのではないかと思います。それに合わせてご報告いたしますが、基準の施行日が今空欄でご提案しておりますが、県の変更認定を受けて、その日以降のできるだけ速やかに、その日で設定をしたいと考えております。

4点目と5点目のご指摘です。農振法と言う書き方、(1)(2)とか前号とかいう書き方が入り混じっているというところですが、ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりです。この部分については、表記の問題ではありますが速やかに訂正をさせていただきたいとおもいます。

6点目の質問です。6条から9条に今やっていないことを書いているというようにご指摘をいただいておりますが、6条のあっせん譲受け等候補者名簿の作成はされております。

[6番]

されているけど、見てないでしょ。委員に見てないでしょ。

[事務局]

ご要望があれば、はい、お持ちします。

[6番]

いやいや。じゃ、全部答えてからでいいです。

[事務局]

はい、6、7、8、9条とやっていないことを、ということがありましたが、最初に申しあげましたように、これは国の基準に基づいて、見ていただいたらわかるんですけどほとんど同じです。町独自の表現をしているものはありませんので、これに基づいて事務を進めているものと認識しておりますし、万が一もれが現在あるというのであれば、ただちにこの新設した基準に基づいて事務を行っていきます。

「農業委員会が」といううたい出しもたくさんあるんですが、これは事務局だけを指すものではなくて、委員さん推進委員さんももちろん含めてのものと認識しておりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。ご指摘のあった質問の回答は以上でよろしかったでしょうか。

[6番]

はい

[議長]

はい、6番。

[6番]

まず名簿を作ってますよっていう話でしたね。名簿を作ったら、そこで名簿を見せなさいと書いてありますよね。名簿に基づいて選べって書いてあるでしょ。だけど、自分達だけが持ってて農業委員会に出さなければ、その名簿は活用できないんですよ。だから、今、あっせん委員があっせんの相手方を探すときには何の手持ち資料もないんです。高鍋町、この広さの中に農家に農地を売るところに青いアドバルーンが上がっていて、買う所には赤いアドバルーンが上がってればそれはここが欲しいんだな、ここが売りたいんだなとか分かりますよ。何もないでしょ。何もないところで、あなたたち、この高鍋町の面積の中から誰か相手を探せって言っているんですよ。こんな小学生に笑われるようなことやってるわけですよ、今。現実はそうでしょ。だから、名簿は作っています、ありますとか言うけど、名簿は実際は存在してないわけでしょ。しっかりした物が存在していれば、出してその名簿で順番とかもその名簿で決めなさいと書いてあるでしょ。名簿がないからそれをしないんですよ。これよく読んでくださいよ、あなたたちは、まず。やっていないことを、やっていますと今言っているわけですよ。やってないでしょ。名簿を出してそこから誰にするかっていうのは、農業委員会で決めなさいって書いてあるんですよ。協力をお願いしますって言っているけれども、協力するベースになるものを出してないんです。それ作る時は委員とかも協力しなくてはいけないですよ。事務局だけですべての名簿を作るのは大変だと思いますよ。だから、一緒になって作ったら、それを出しなさいって書いてあるんだから。出さんといいんですよ。出して、みんなで今回はこの人にしようねって決めなさいとここに書いてあるじゃないですか。そんなこと全くやってないんです。お経に過ぎない。これ、お経。お経っていうのは何のために読むのかっていったらね、亡くなった

[議長]

それ以上は発言をやめていただきたい。

[6番]

どれについてですか。

[議長]

お経とかそういう感じのは、ちょっと話がちがいますので。

[6番]

いやいや。

[議長]

今言われた指摘はちゃんと聞いておりますので、それ以上の発言はやめてください。意味はわかりますので。

[事務局]

今までのやり方がまずかったので、二宮委員の指摘がありましたので、今回このような基準を定めると。でも二宮委員から紹介してもらった国の要領がございましたので、その要領に基づきこの基準を定めたということでご理解をいただければと。

[6番]

今の発言はよくわかりました。

ただ、これは高鍋町の要領に書いてあるでしょ。私が言ったからこんな要領を設置したことではないでしょ。高鍋も要領が書いてあるでしょ、高鍋の。

[議長]

はい 事務局。

[事務局]

そういった指摘を含めて、今度から正しいやり方でやるということで、こういった要領を改めて基準を定めさせていただいたところでございます。

[6番]

6番。今度からやるって言ってもやる素材がないんですよ。名簿がないんだから。名簿があるのかと、私は去年聞いたんです、担当者に。そしたら、認定農業者だけの名簿があるって言いましたかね、確かそういう返事だったですよ。

名簿は。

[事務局]

名簿につきましては、昔からあっせん譲り受け候補者名簿として作っている物がございます。ただし、更新が進んでおらず、ちょっとお見せできないような状況になっております。正直。

[6番]

よくわかりました。正直ベースに話していただいてありがたいです。
それから、出す時にはどれを出すんですか、県に。どういう内容のものを。

[事務局]

はい。

[議長]

はい、事務局。

[事務局]

今お手元にある議案に、新旧対照表を添付した物と、変更について承認ください、認定くださいという、鑑を付けて出します。

[6番]

所要の訂正を行ったうえで、という意味でしょ。

[事務局]

はい。

[議長]

それでは、そのほかないようでしたら、採決をとらせていただきます。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

[6番]

原案のとおりだとダメですよ。修正するんですよ。

[議長]

申し訳ございません。今修正とありましたけれども、それをされたのち提出することにしますので、それを理解のうえ承認するということでよろしいでし

ようか。

起立をお願いします。はい。全員とします。

それでは、次に日程第5、議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12ページをお開きください。議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番、農地の所在、大字○○字○○****番*

畑 3, 173㎡

申請人 ○○○○

転用目的は、豚舎、堆肥舎、トラック駐車場、資材置場です。

担当の森副会長よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい。3番

[3番]

説明いたします。この4条申請の場所からですけど、14ページを見ていただくとわかるとおりの方が北側になっておりますけど、すぐ上の方に○○の○○があります。それよりも約800メートルぐらい南側になってまして、東側は○○、そして○○に面しております。

今回の申請は、17ページを見ていただくとわかると思いますが、平成22年以前に事前着工した現在の堆肥舎を改築して豚舎へすると。それに、堆肥舎の50㎡、畜舎80㎡、トラック駐車場、並びに資材置場含めて200㎡を新しく設置しようという申請でございます。事前着工ですので、始末書が添付されております。

小丸川土地改良の問題ないという意見書、さらに金融機関の預金残高のコピーが添付されています。養豚を始めるにあたって、特に気になるのが糞尿とかいうことではありますが、おがくずを使って処理をすると。臭いを発生しない。それなりにきちんと処理をすることです。雨については地下浸透ということでございます。隣接する畑には、一切迷惑が掛からないようにということで確約書もいただいております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内の農地でございますが、転用目的が農業用施設に該当する「畜舎・堆肥舎等」であるため、転用許可対象となります。また、農業振興地域整備計画においても既に「農業用施設用地」に用途変更されております。

事業費につきましては、畜舎建築費〇〇〇〇円、堆肥舎建築費〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円で、事業費を上回る金融機関の預金通帳の写しが添付されており、資金面については問題ないと考えられます。

また、農地転用について協議が整い、差支えないとする小丸川土地改良区の意見書、並びに事前着工となっておりますので始末書が添付されております。

[議長]

ただ今説明、報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第6、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

事務局。18ページをお開きください。議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について。

1番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 399㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、露天資材置場です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

6番。22ページを見ていただきたいと思います。右上の方に〇〇がありま

すが、この〇〇を背にして右斜め前方の水田の中に申請地があります。

この申請地は、この略図が古いために、水田の地図記号の中にある飛び地のように見えますけれども、赤色の申請地までずっと繋がっております。この申請は、〇〇、それから〇〇を営む者が会社敷地を拡張して露天の資材置場として使用するために購入しようとしているものですが、法人が購入するのではなくて個人として購入するということになっております。

被害防除の方法としては、隣地の境界から自分の土地の内側に1メートル程度離れた所に畝を作って土砂等が外に流れないようにするという計画になっております。雨水は自然浸透です。

事業費ですけれども、土地購入費が〇〇〇〇円、造成費〇〇〇〇円、ほかの経費も合わせて約〇〇〇〇円ということで、自己資金で賄うという事で残高証明が付いております。

それから、転用を行う事については、小丸川の土地改良区が、差支えないとする意見が出されております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

事務局。申請地は、周辺農地の広がりがある10ha以上の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、申請に係る農地を特別な立地条件を必要とする既存の施設の拡張として事業の用に供するために行われるものであり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないことから転用許可対象となります。以上です。

[議長]

ただ今説明、報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番。

[事務局]

2番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 299㎡

所有権移転です。

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

転用目的は一般個人住宅です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい。6番。

[6番]

6番。27ページを見てください。この用紙を縦にして見ていただきますと、右下から左上にかけて○○が通っています。この道路を○○から○○に向かって進んで、○○よりもひとつ手前の細い道路を右側の方に入った道路の先にあります。

現在、○○に住んでいる者がこの申請地に住宅を建てて居住するという事で申請をしております。

申請地の周囲は宅地化している所で、申請地はすでに埋め立てがしてありまして、追認の申請です。

被害防除の方法ですけども、汚水は合併浄化槽で、雨水は雨水枡を作るという計画になっています。

事業費は、土地代が○○○○円、建築費が○○○○円で、すべて自己資金で賄うということで残高証明書が付いております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いいたします。

[事務局]

事務局。申請地は、都市計画用途区域、第1種住居地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象となります。以上でございます。

[議長]

ただ今説明、報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

3番。

[事務局]

3番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 247㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は建売住宅です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい。6番。

[6番]

6番。32ページを見てください。先ほどと同じ図面が付いております。先ほどの土地の隣の土地です。

〇〇に本店を置く不動産建築業者が、建売住宅1戸を建築するために申請をしているものです。

この申請地の周囲は、先ほどお話ししましたように宅地化している所で、これも同じようにすでに埋め立てをしておりまして、追認の申請です。

被害防除の方法も先ほどと同じで、浄化槽を作って、雨水枡を作るという計画になっております。

事業費は、土地代〇〇〇〇円、建築費が〇〇〇〇円の事業費で、自己資金ですべて賄うということで、残高証明が出されております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第1種住居地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象となります。以上です。

[議長]

ただ今説明、報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に4番の1と4番の2につきましては、譲受人である事業主及び転用目的が同一であることから、一括しての説明、採決いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

事務局。まず4番の1。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 153㎡ ほか3筆

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、露天駐車場です。

続きまして4番の2。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 600㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、露天駐車場です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい。6番。

[6番]

6番。37ページを見てください。〇〇の南側を流れる〇〇の上を、〇〇が走っていますが、申請地は、この〇〇と、ちょっと見にくいかもしれませんが〇〇と書いてありますがこれはもうなくなっていますので〇〇の正確に言うと跡地です。と〇〇の工場に四方を囲まれた一段低い所です。

この土地を22台駐車可能な駐車場にすることによって、駐車場不足を解消したいという事で申請をしているものです。

駐車場が不足する要因は、おそらく2つだと説明されています。1つは、繁忙期に人員が増加するという季節的な要因によって駐車場が不足するという事です。もう一つは、どうもあそこは三交替制のようでして、三交替部門から一部を日勤へ移行するという作業見直しを行うことによって、昼間の働く人が増えるために昼間の駐車場が不足するということになるので、駐車場22台分

を増設するということです。

周囲はブロック壁を設けて土砂の流出を防止するという事になっておりまして、水利関係については利害関係がないとされております。

事業費は、土地代が〇〇〇〇円、造成費が〇〇〇〇円。しめて〇〇〇〇円ということで、残高証明書が添付されています。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

事務局。申請地は、都市計画用途区域、工業地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地につきましては、転用許可対象となります。以上です。

[議長]

ただ今説明、報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですから、一括して採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

5番。

[事務局]

5番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 314㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設です。

担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、5番。

[5番]

はい、5番。説明いたします。

申請地は、図面は41ページの〇〇になります。

〇〇より東へ行き、〇〇を渡ってすぐT字路になりますが、その道路を北へ約50mくらい行ったところの東側です。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの所有権移転と、〇〇〇〇さんの太陽光発電設置の転用許可申請です。

この資金計画は、土地代が〇〇〇〇円、機械、工事費用が〇〇〇〇円、土地造成費が〇〇〇〇円、総額〇〇〇〇円となっております。

この本件の転用は、太陽光パネル設置であり、新たな汚水、排水の発生はないと、土地造成は整地、転圧のみで、雨水等排水は現状どおり自然浸透であり、土地境界には段差を設け、敷地内より雨水の流出がないよう調整しますということです。万一被害が生じた場合には、当方が責任を持って対処しますと誓約書、確約書、また預金残高証明が添付されています。以上。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地につきましては転用許可対象となります。

それから、10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書、九州電力の工事費負担金請求書も添付されています。また、申請者に対し、近隣の住民への対応を確認したところ、「事業内容の説明を実施し、同意を得ている。」との返答を確認しているところでございます。

その他、近隣住民や営農者に対し、事業内容の説明を行ったこと。万一問題が発生した場合、当方にて対処すること。完成後も適切に管理し、周辺住民や近隣土地に対する被害防除に努め、仮に被害が発生した場合には、その防除及び被害回復について万全の措置を行うことを約束する誓約書が添付されています。以上です。

[議長]

ただ今説明、報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第7、議案第16号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集

積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。1番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2, 749㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

7番。

[7番]

はい、7番推進委員。説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の再設定でございます。

申請地は、〇〇を上がり、途中〇〇方面に行く道があるんですけども、こちらの方を上がっていただいて、その先を進んだところから東に300m行ったところが突き当たりになるんですけども、その左のところに申請地がございます。

現状は、お茶が植わっておりまして収穫間近になっているような感じでした。〇〇〇〇さんは、〇〇〇、高鍋町の認定農業者であり、茶の生産はもとより、加工、販売まで手掛ける大規模な経営を営んでいます。

利用期間は10年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番につきましては、橋口推進委員本人が利用権の設定を受ける者になるため、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口推進委員につきま

しては、この案件への議事参加ができませんので、しばらくの間、ご退席をお願いいたします。

【橋口 卓史 推進委員 退室】

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 821㎡ ほか4筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員7番。

[7番]

7番推進委員。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、利用権貸借の新規設定となります。

〇〇〇〇さんは、露地野菜や早期水稲などを栽培される認定農業者でございます。

申請地は、〇〇を中心とした周りにはありますが、南東に300メートル行った所に1筆、同じく〇〇から北に100メートル行き、それから東に200メートル行った所にまた1筆あります。また〇〇を北に300メートルほど行った所に残りの3筆があります。

現状は、管理されていない状態になってはいましたが、今後〇〇〇〇さんが早期水稲を作付けされるということなので、管理がスムーズに行くのではないかなと思っております。

利用期間は5年で、賃借料は反当〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

橋口推進委員は、席へお戻りください。

【橋口 卓史 推進委員 入室】

次の3番及び4番につきましては、永友定己推進委員の〇〇さんが利用権の設定を受ける者になるため、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、永友推進委員につきましては、この案件への議事の参加ができませんので、しばらくの間ご退席をお願いいたします。

【永友 定己 推進委員 退室】

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 586㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員7番。

[7番]

はい、7番推進委員。説明したいと思います。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、利用権貸借の新規設定です。

〇〇〇〇さんは、露地野菜、早期水稲などを栽培される認定農業者でございます。

申請地は10号線の〇〇を、南に300メートルほど下った所に、昔〇〇、今は上の方に新設されているんですけども、そこに〇〇があったんですけども、その跡地のすぐ東側の裏手に申請地がございます。

現状は管理されていない状態でありました。でも、〇〇〇〇さんが今後早期水稲を作付けされるということですので、管理等はスムーズにいくと考えております。

利用期間は5年で、賃借料は反当〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当代理推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、4番です。

[事務局]

4番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2, 073㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員7番。

[7番]

はい。7番推進委員。説明いたします。

〇〇〇〇と、〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。

先程、〇〇〇〇さんのときにも説明したのですが、同じ所のすぐ横に申請地がございます。後は同じなので、説明等は省略させていただきたいと思えます。

利用期間は5年で、賃借料は反当〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当代理推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。永友定己推進委員は、席へお戻りください。

【永友 定己 推進委員 入室】

次、5番。

[事務局]

はい、5番。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 983㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員7番。

[7番]

はい、7番推進委員。説明いたします。

〇〇〇〇さんと、公益社団法人宮崎県農業振興公社との中間管理事業を使った利用権貸借です。

申請地は、〇〇を〇〇方面に行くと〇〇があります。それを西へ400mほど行った所に申請地はございます。

〇〇〇〇さんがこの土地を最近購入され、その前の土地を借りて作付けしていた方から、今後も米を作らせてくれないかというお話があり、今回の中間管理事業を使った案件になりました。

利用期間は5年で、反当〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

6番。

[事務局]

6番。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 682㎡ ほか11筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社
担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員7番。

[7番]

はい、7番推進委員。説明いたします。

〇〇〇〇さんと公益社団法人宮崎県農業振興公社との、中間管理事業を使った利用権貸借です。

申請地は、〇〇を〇〇方面に100m行き、東へ100m行った所に3筆ございます。また、〇〇の前に1筆、残りは西に50m下った所にございます。〇〇〇〇さんは今年の1月に亡くなりまして、妻の〇〇さんに引き継がれたのですけれども、まだ名義変更がなされてなくて、家族の承諾はもらえているということで、印鑑等ももらっているということなので、今回の案件にさせていただきました。

利用期間は10年で、借地料は反当〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決

定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

7番。

[事務局]

はい、7番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 238㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の松井推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員1番。

[1番]

はい、1番。説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規設定です。

申請地は、〇〇橋を渡り、県道の〇〇を上った所にあります〇〇の〇〇から〇〇の〇〇に向かって東に行って200mの所にある長方形の農地です。

〇〇〇〇さんは、露地野菜栽培と和牛経営をなさっており、以前より飼料用の畑として耕作されていましたが、今回農業委員会を通した強化法の利用権設定を行いたいという申出があり、今回申請に至りました。

現地確認したところ、ロータリー耕運されており、非常に良く管理されていきました。

利用料は反当〇〇〇〇円、期間は5年間です。説明は以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

8番。

[事務局]

はい、8番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 780㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員2番。

[2番]

はい、説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の再設定です。

申請地は、〇〇の南側約200mにある水田です。今後も飼料稲を作られる
そうです。賃借料は、粃〇〇kgです。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございま
せんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決
定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

9番。

[事務局]

はい。9番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1,016㎡ ほか6筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員2番。

[2番]

はい、説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、利用権貸借の新規分と再設定の契約です。新規分は、〇〇****番*と、その下の下、〇〇****番。この2件分が新規分です。残りはすべて再設定となります。

申請地は、〇〇の東南方向にある水田6枚と、次のページの一番下は、〇〇の〇〇の南側にある水田です。米を作られるそうです。賃借料は、合計で粃〇〇k gです。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

10番。

[事務局]

10番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 238㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員2番。

[2番]

説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の再設定です。

申請地は、10号線の〇〇の北側約150mにある水田です。契約後も飼料稲を作られるそうです。

賃借料は、10a 当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

11番。

[事務局]

はい、11番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 991㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、2番。

[2番]

説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の再設定です。

申請地は、〇〇の南側約100mにある水田です。契約後も飼料稲を作られるそうです。

賃借料は、10a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、12番の案件につきましては、利用権の設定を受ける者が私の案件のため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に該当し、私につきましては、この案件への議事参加ができませんので、会の進行を森副会長に交代し、退室いたします。

【坂本会長退室、森副会長は会長席に移動】

[副会長]

それでは、会長に変わりました議事の進行を行いたいと思います。

事務局の説明をお願いしたいと思います。

[事務局]

はい、12番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 136㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社
担当の木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[副会長]

6番。

[6番]

はい、説明します。〇〇〇〇さんの田んぼの中に、〇〇〇〇さんの名義の田んぼが一部分、244㎡入っていて、今までずっと〇〇〇〇さんが作っていらしたんですが、今回、いろいろ先々のことを考えて、新規で振興公社を通した管理事業の利用権貸借をされるということで、今度出された案件です。

期間は10年間で、賃借料は、244㎡で〇〇〇〇円です。

場所は、〇〇から〇〇に下りる坂の手前に右に細い道があって、だいたい下の段に、小丸川に近い所になるんですけれども、そこに田んぼがけっこうあるんです。何軒か分の田んぼがあるんです。その中の田んぼの1枚の中に、2枚に分かれてあるんです。よろしくをお願いします。

[副会長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですので採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

それでは会の進行を、坂本会長に交代します。

【森副会長は自席に移動。坂本会長入室及び着席】

[議長]

はい、それでは始めます。13番。

[事務局]

はい、13番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 381㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社
担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員5番。

[5番]

5番推進委員。説明いたします。

利用権の設定で、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは同じ地区で、農地中間管理事業を使って公益社団法人宮崎県農業振興公社との利用権設定であります。

お互いに新規での設定で、農地の所在地は、〇〇の信号を東へ300mほど行き、左へ150m行った所にあります。面積は1, 381㎡で水田。

期間は5年間で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございま

せんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

14番。

[事務局]

はい、14番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 800㎡ ほか1筆。

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[2番]

はい、説明します。

○○○○さんと○○○○さんとの利用権貸借の再設定です。

申請地は、10号線の〇〇の北側約250mにある水田です。今後も飼料稲を作られるそうです。

賃借料は合計で○○○○円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

15番。

[事務局]

15番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 821m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、2番推進委員。

[2番]

説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の設定です。

申請地は、10号線〇〇の北側約150mにある水田です。今後も米を作られるそうです。借地料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に日程第8、議案第17号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

事務局。

こちらにつきましては、経営局長通知によりまして農業委員会の適正な事務実施について通知が出ており、事務の執行にあたっては法令事務的確な執行

及び総会等での審議結果等を公表することに伴い、年度当初に地域の農業者等から意見、要望を反映した活動計画を策定するとともに、前年度の活動の点検、評価についても地域の農業者等から意見、要望を反映することとなっております。

それでは、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について説明いたします。

まずは、52ページをお開きください。I番、農業委員会の状況です。

昨年までは提案する年の状況、昨年の方でいきますと、平成31年度の状況をお伝えしておりましたが、平成30年度の点検・評価であることから、基準とするのは30年度当初の状況をお伝えするべきとの考え方に基きまして、今回から変更いたしております。

ちなみにホームページで各農業委員会の状況を調べましたところ、各農業委員会で基準とする年に違いが見られましたが、県内では、宮崎市、えびの市、延岡市等が点検・評価を行う年の当初の状況をお伝えしておりました。

それでは、この計画につきましては昨年承認されておりますので、変更点や実績を抽出してご説明いたします。

まず、農業委員会の現在の体制でございますが、この中の新制度に基づく農業委員会の農業委員数の下でございます、認定農業者に準ずる者とありますが、こちらが1名で記載しておりましたが、該当者がいないということで、0名に修正させていただいております。

続きまして、53ページをお開きください。II番、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

2番の平成30年度の目標及び実績でございますが、30年度の新規実績、集積面積が8.8haございました。上段のこれまでの集積面積に新規実績をプラスして、集積実績が659.8haでございました。集積目標が671haでございましたので、達成状況を計算いたしますと98.33%という結果でございました。

3番の目標の達成に向けた活動につきましては、活動実績として農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員、農地相談員により、あっせん事業や特例事業、農地中間管理事業を推進した、また平成30年度は、延べ12回のあっせん委員会を開催し、8.8haを担い手に集積したという実績にしております。

4番の目標及び活動に対する評価でございますが、目標に対する評価については、米の出荷価格の低迷、農業機械の大型化により耕作面積の狭い農地等の水田の利用集積が困難であった、活動に対する評価につきましては、あっせん事業や特例事業を推進したが、目標未達成に終わったという評価を記載いたしております。

続きまして54ページになります。Ⅲ番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、課題を新しく書き替えてしまいました。30年度の当初の状況を記載すべきですので、元に戻すことといたします。すいません、訂正いたします。

2番の平成30年度の目標及び実績についてでございますが、参入実績が3経営体ございました。それから、参入実績面積が4haございました。

3経営体の内訳につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇でございます。参入目標が2経営体ございましたので、達成状況を算定すると150%という達成状況でございました。

面積でございますが、参入目標面積が1haでございましたので、実績の4haで計算すると、達成率が400%という結果になっております。

3番の目標の達成に向けた活動でございますが、活動実績といたしましては、農政担当課等と連携し、新規参入者との経営相談、地権者との交渉等を2月から7月にかけて延べ10回実施、新規参入者への農地集積を図ったとしております。

4番の目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価につきましては、年間を通じて新規参入者への農地のあっせん事業が、となっておりますが、をに修正ください、すいません、事業を実施し、年間の目標を達成できた、それから活動に対する評価につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員や事務局職員、農地相談員による、あっせん活動により、年間目標を達成できたという形に記載しております。

続きまして、55ページをお開きください。

2番、平成30年度の目標及び実績でございますが、解消実績が6.8haでございました。解消目標が8haでございましたので、達成状況が85%という結果になっております。

3番、2の目標の達成に向けた活動でございますが、活動実績につきましては農地の利用状況調査を実施しており、調査員数15名、調査実施時期5月～9月、調査結果取りまとめ時期9月～10月、それから農地の利用意向調査でございますけれども、調査実施時期を11月～1月にかけて、調査数が25筆、調査面積が4.04haという結果でございました。

その他の活動として、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業に1事業取り組んでいます。

4番、目標及び活動に対する評価でございますが、目標に対する評価につきましては、利用状況調査、利用意向調査等は実施しましたが、目標達成ができなかったとしております。

活動に対する評価につきましては、利用意向調査、遊休農地所有者等への指導は行い解消面積はある程度あったが、新規発生が多く解消は進まなかったと

しております。

続きまして、56ページをお開きください。

これも修正をお願いいたします。

1番の現状及び課題のところ、現状の下に平成30年4月現在としておりますが、こちらを3月に修正をお願いいたします。

2番、平成30年度実績でございますが、0haとしておりますけれども、1件〇〇〇〇の違反転用がございましたので、こちらの実績の面積を0.06haと修正をお願いいたします。増減も0.06増加という形になります。

3番、活動計画・実績及び評価でございますが、活動実績を農業委員、農地利用最適化推進委員や事務局職員、農地相談員による農地パトロールの実施を年間を通じて行った、活動に対する評価を農地パトロールの成果があり違反転用の未然防止と書いてありますが、そちらを拡大防止に変更をお願いします。拡大防止につながった。農地パトロールについては日時を定めず年間を通じて行ったと記載いたしております。

続きまして57ページにまいります。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございますが、1番の農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数が24件ございました。中段あたりでございますが、申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数として24件、全件を計上いたしております。

続きまして、2番の農地転用に関する事務ですけれども、1年間の処理件数が42件ございました。

続きまして、58ページをお開きください。

こちらに、3番、農地所有適格法人からの報告への対応として記載しております。報告につきましては、管内の農地所有適格法人数が26法人ございまして、うち提出があった法人が21法人、うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数が5法人、うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数が2法人、報告書を提出しなかった農地所有適格法人が3法人でございました。

提出しなかった理由といたしましては、決算時期が異なるため、提出されていないという状況がございましたが、今後も引き続き督促をしてまいりたいと考えております。

その下の4の情報の提供等でございます。賃借料情報の調査・提供でございますけれども、調査対象賃貸借件数が265件ございました。こちらの方、平成31年3月、今月、お知らせ高鍋等で、回覧で回しております。後日になりますが、町のホームページでも掲載を予定しております。

次に、農地の権利移動等の状況把握でございますが、調査対象の権利移動件数が525件ございました。

それから農地台帳の整理につきましては、整理対象農地面積につきましては、集計した結果、1,621haという結果でございました。

次に59ページになります。

地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、農地利用最適化等に関する事務といたしましては、農地を探している。農地を売りたいという要望、ご意見がございました。対処内容につきましては、農業委員による農地の仲介、あっせん等を行ったという形にしております。

次に、農地法等によりその権限に属された事務につきましては、転用に関する相談が主な要望でございました。対処内容につきましては、転用可能かについて調査のうえ、依頼者へ報告いたしております。

次に、事務の実施状況の公表等につきましてはですが、総会等の議事録の公表につきましては、窓口で閲覧可能としております。一部議事録が公表されていない状況になっておりますので、早急に公表する手続をとっております。

3番、活動計画の点検・評価の公表でございますが、ホームページに公表するという形をとっておりますので、公表しているという形で記載いたしております。

続きまして、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございますが、こちらの方が平成31年3月15日現在の状況を記載いたしております。

主な変更点を申しあげます。

まず、一番上の段、一番右の欄の上から2番目の基本構想水準到達者でございますが、ここを新たに9名という形で追加いたしております。前年度まで未確認だったことによる漏れでございます。

2段目の表の耕地面積ですけれども、8ha減の1,466haに変更いたしております。8haの根拠でございますが、農地転用等手続の所有している農地台帳面積において8ha減が確認されましたので、この数値を活用して8ha減の耕地面積1,466haとしております。

農業委員会の現在体制につきましては変更なしという形をとっております。

右下の農地利用最適化推進委員の地区数が3という形で、現状と異なりますけれども、こちらの地区数は公募をかけたときの地区数ということで3地区となっております。

続きまして61ページをお開きください。

担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

現状として、平成31年3月の現状を記載いたしております。管内の農地面積1,466ha、これまでの集積面積659.8ha、集積率が45.00%となっております。

課題につきましては、担い手の高齢化等により経営に限界があることや、農

地が分散している経営体も見受けられるため、経営農地周辺に集約する事が課題となっているという形で記載いたしております。

2番、平成31年度の目標及び活動計画でございますが、集積面積目標を691ha、うち新規集積面積31.2haとしております。非常に大きい数値で難しい数値とは思いますが、目標設定の考え方として、農地等の利用の最適化の推進に関する指針より年間集積面積を算出しております、3年間で60haとしております。そのため1年間で20haと設定がなされており、さらに昨年度の不足分、こちらがございますのでこの11.2haを20haに足した31.2haを集積の目標面積としております。

活動計画でございますが、人・農地プランの作成、見直しに主体的に取り組みまして、農地中間管理機構との連携、利用調整、交換と利用権の再設定を推進する、農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権が設定できる制度を活用し農地の有効利用に努める、8月に農地利用状況調査を行い集積可能な農地の発見に努めるという形で計画を立てております。

次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですけれども、現状、課題といたしまして記載しております。

課題につきましては、新規参入者の減少、現状では新規参入者が希望する条件の良い農地については空きがなく、農地のあっせんや権利設定が円滑に実施できないことを課題としております。

続きまして、2番の平成31年度の目標及び活動計画でございますけれども、参入目標数を2経営体、前年と同数で設定いたしております。参入目標面積につきましても1.0haということで、前年目標と変更ございません。

続きまして、62ページです。

遊休農地に関する措置といたしまして、現状が平成31年3月現在で、管内の農地面積1,466haに対して遊休農地面積が68.0haとなっており、その割合が4.63%となっております。課題でございますが、農地所有者への指導の徹底と、再生後の利用者の確保が大きな課題ということで、上げさせていただきます。

2番、平成31年度の目標及び活動計画でございますが、遊休農地の解消面積を9.2haという形で設定いたしております。設定の考え方でございますが、こちら、農地等の利用の最適化の推進に関する指針により年間集積、しません、年間集積面積でございますが年間解消面積です、訂正いたします、を算出、3年間で24haのため1年間で8haと設定。さらに昨年度の不足分が1.2haございますので、8haに1.2haをプラスした9.2haを解消の目標面積と設定いたしております。

あとは、農地の利用状況調査等につきましては、昨年と同様という形にして

おります。

次に、違反転用への適切な対応でございますが、こちらの現状、平成31年3月現在でございますが、管内の農地面積1,466haに対してこちらも0となっておりませんが、先ほどと同様に0.06haに修正をお願いいたします。

課題といたしましては、農地パトロールの継続という形にしております。

続きまして、2番の平成31年度の活動計画でございますが、年間を通して、農地パトロール等による違反転用の未然防止に向けた取組を行うという形にしております。

63ページにつきましては、今申しあげた状況をストレートで、数値で表したのになっております。またお目通しいただきたいと思っております。

以上でございます。

[議長]

ただ今事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。それでは、採決をいたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡事項等あればお願いします。

それでは、これをもちまして、平成31年第3回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(閉会 15時39分)